

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和3年10月27日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2100060 号  
厚生局事案番号 : 北海道 (国) 第 2100006 号

## 第 1 結論

昭和 57 年 7 月から昭和 58 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 7 月から昭和 58 年 3 月まで

昭和 56 年 5 月から昭和 59 年 3 月まで A 県 B 市に住んでいた。その後、C 県の D 市に帰ってきたが、B 市に住んでいた時に未納だった国民年金保険料を父が遡ってまとめて一括納付した。年金記録によると、請求期間は保険料の未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたとする請求者の父及び当時、請求者と同居していた請求者の母は、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足当初から 60 歳に到達する前月までの期間について、厚生年金保険の加入期間を除き国民年金に加入しており、請求期間を含む保険料を全て納付していることから、その父母の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、請求者に係る D 市の国民年金被保険者氏名兼検認カードによると、請求期間の直後である昭和 58 年度の国民年金保険料は、昭和 59 年 3 月 27 日にまとめて 1 年間分を遡って一括納付していることが確認できる上、請求者が請求期間について住所を定めていた A 県 B 市は、請求期間当時過年度納付書を交付していた旨回答していることから、当該昭和 59 年 3 月 27 日時点において請求者の父が請求期間の保険料を過年度納付することが可能である。

さらに、請求期間は 9 か月と短期間であり、請求期間前後の国民年金保険料は納付済となっている上、請求者には請求期間以外に保険料の未納がないことから、保険料の納付意識が高かった請求者の父が、請求者の請求期間に係る保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

加えて、請求期間の直前である昭和 56 年 1 月から昭和 57 年 6 月までの期間について、請求者に係る D 市の国民年金被保険者台帳によると、国民年金保険料の未納期間となっているものの、オンライン記録では、保険料納付済期間となっていることが確認できるなど、当時、請求者に係る行政機関の記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100097号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100052号

## 第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を66万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から66万2,000円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該賞与から66万2,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100098号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100053号

## 第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から17万円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該賞与から17万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。